

県営住宅のお申込み資格

1 入居者資格について

次の要件に該当する方はお申し込みできます。

- ① 申込名義人が、兵庫県内に居住地あるいは勤務場所を有している方
ただし、一定の条件を満たす場合は、①の要件を満たしていなくても申込みができます。
※県外に住んでいる合計年齢が80歳未満の夫婦（扶養親族同居可）の世帯（婚約、内縁関係を含む）
ただし、申込みできる住宅は、別冊子の募集住宅一覧表に「県外可」と記載している住宅に限る
※三世代の優先入居
親世帯が県内に住んでいる場合、県外の子孫世帯が申込みできます
※震災時（平成7年1月17日）に当該市町に住んでおられた方で、阪神・淡路大震災によりそれまで自己の居住していた住宅に居住できなくなり、兵庫県の区域外に転出された方。
ただし、市町長が発行する全壊（焼）または、半壊（焼）の罹災証明書（写）の提出が必要です。
上記の詳細は、「兵庫県営住宅入居申込案内書」をご覧ください。
 - ② 申込む家族の人数が2人以上の場合は、その家族構成が夫婦または親子を主とする方
（ただし、「単身可」「単身のみ」の住宅に申込む場合は、募集期間末日現在で、60歳以上の方、障害のある方などは単身でお申し込みできます）詳細は、案内書2ページをご覧ください。
 - ③ 収入の基準を満たしている方（下の「2収入基準について」をご覧ください）
 - ④ 現在、住宅に困っている方
 - ⑤ 申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
 - ⑥ 兵庫県が指定する日までに申込書記載の家族全員が入居できる方
 - ⑦ 連帯保証人を立てられる方
- ※ 東日本大震災の被災者で、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の入居者資格の特例に該当する方は、①・②・③の要件を満たしていなくても申込みできます。
また東日本大震災時に、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施設の推進に関する法律（平成24年法律第48号）に規定する支援対象地域に居住していた方（支援対象避難者）は、①・②の要件を満たしていなくても申込みできます。③の要件についても特例があります。詳細は[こちら](#)、又は「兵庫県営住宅入居申込案内書」19ページをご覧ください。
- ※ 現在、公営住宅（県営・市町営）に入居されている方（同居人は除く）は申込みできませんが、所定の条件に該当する場合で、かつ、家賃滞納がない方に限り申し込む事ができます。
詳細は、「兵庫県営住宅入居申込案内書」6～7ページをご覧ください。

2 収入基準について

以下の方法により世帯の政令月収額を計算し、158,000円以下の方が対象となります。

ただし、若年世帯・母子父子世帯・多子世帯・高齢者世帯・障害者世帯・戦傷病者世帯・被爆者世帯・中国残留邦人等世帯・引揚者世帯・ハンセン病療養所入所者等世帯・DV被害者世帯・特定疾患傷病者世帯・犯罪被害者等世帯・阪神・淡路大震災被災者世帯は214,000円以下、**中学校卒業するまでの子育て世帯・夫婦の合計年齢が80歳未満で婚姻成立後2年以内の新婚世帯は259,000円以下**であればお申し込みできます。

(政令月収額の求め方)

政令月収額は次の順序で計算してください。

- ・ 収入の種類別に所得金額を計算する。
- ・ 各自の総所得金額を計算する。
- ・ 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- ・ 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算する。

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

ア 平成28年12月以前から現在まで引き続き勤務されている方は、平成29年分源泉徴収票の支払金額(税込み)を**所得計算表**の算出式に当てはめて計算します。

イ 平成29年1月以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は次のように計算し、**所得計算表**の算出式に当てはめて計算します。

(ア) 平成29年1月末までに就職された方

就職した月の翌月から12か月分の合計額を支払金額として計算します。

(イ) 平成29年2月以降に就職された方

1年間の支払金額を推定して計算します。推定支払金額の計算は次のとおりです。

(a) 1か月平均収入金額＝働いた期間の総収入÷働いた期間の月数

※ 働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。

(b) 年間推定支払金額＝1か月平均収入金額×12

(ボーナスがある場合は、1か月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12を掛けた後に加えてください。)

② 事業所得金額

ア 平成28年12月以前から現在まで引き続き事業されている方は、平成29年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。

イ 平成29年1月以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。

(ア) 平成29年1月末までに開業された方

開業した月の翌月から12か月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。

(イ) 平成29年2月以降に開業された方

1年間の事業所得金額を推定して計算します。推定事業所得金額の計算は次のとおりです。

(a) 1か月平均事業所得金額

(営業した期間の総収入－必要経費合計)÷営業した期間の月数

(※ 営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。)

(b) 年間推定事業所得金額＝1か月平均事業所得金額×12

③ 年金所得金額(雑所得金額)

年金所得の方は、年間総支給額を**所得計算表**の算出式に当てはめて計算します。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得

(各自の総所得金額を計算してください。)

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

※東日本大震災に係る「支援対象避難者」のうち、母子のみの避難等により世帯が二重生活をする場合の所得については、世帯の総所得金額の1/2の額とします。

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の総所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計金額} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{政令月収額} \\ \hline \end{array}$$



控除額一覧表を参照して合計額を計算してください。

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円× 人= 円
2. 同居しない扶養親族	38万円× 人= 円
3. 老人扶養親族	10万円× 人 円
4. 特定扶養親族	25万円× 人 円
5-①. 特別障害者	40万円× 人 円
5-②. 障害者	27万円× 人 円
6. 寡婦	27万円× 人 円
7. 寡夫	27万円× 人 円
控除額の合計	円

3 家賃及び敷金について

家賃は入居者の収入に応じて決められます。また、住宅の立地条件、広さ、経過年数、設備などにより変わります。敷金は家賃の3ヶ月分です。

4 共益費について

団地内共用部分の電気・水道・ガス等の料金は入居者の負担となります。

5 駐車場について

団地内には駐車場はありません。一部設置している団地もありますが、別途使用料が必要です。

所得計算表

(1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額）の区分により給与所得金額を計算してください。

年間総収入（支払）金額		給与所得金額の算出式
651,000 円未満		給与所得金額＝「0」円
651,000 円以上～ 1,619,000 円未満		支払金額－ 650,000 円＝給与所得金額
1,619,000 円以上～ 1,620,000 円未満		給与所得金額＝「 969,000」円
1,620,000 円以上～ 1,622,000 円未満		給与所得金額＝「 970,000」円
1,622,000 円以上～ 1,624,000 円未満		給与所得金額＝「 972,000」円
1,624,000 円以上～ 1,628,000 円未満		給与所得金額＝「 974,000」円
1,628,000 円以上～ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 （ア）支払金額÷ 4,000 円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 （イ）上の（ア）で算出した数値に 4,000 円を掛ける。 次に（イ）で算出した金額を 右の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理した支払金額× 0.6＝給与所得金額
1,800,000 円以上～ 3,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額× 0.7－ 180,000 円＝ 給与所得金額
3,600,000 円以上～ 6,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額× 0.8－ 540,000 円＝ 給与所得金額
6,600,000 円以上～10,000,000 円未満		支払金額× 0.9－ 1,200,000 円＝給与所得金額

(2) 年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間に受け取った年金の税込みの金額）の区分により年金所得金額を計算してください。

年齢区分	収入金額	年金所得金額の算出式
65 歳以上の方	1,200,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	1,200,001 円以上～ 3,300,000 円未満	収入金額－ 1,200,000 円＝年金所得金額
	3,300,000 円以上～ 4,100,000 円未満	収入金額×0.75－ 375,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～ 7,700,000 円未満	収入金額×0.85－785,000 円＝年金所得金額
65 歳未満の方	700,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	700,001 円以上～ 1,300,000 円未満	収入金額－ 700,000 円＝年金所得金額
	1,300,000 円以上～ 4,100,000 円未満	収入金額×0.75－ 375,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～ 7,700,000 円未満	収入金額×0.85－ 785,000 円＝年金所得金額

控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- (2) 「控除対象」の2及び3に該当する場合は、所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 年齢は募集期間末日現在の満年齢です。

※・ 控除額は該当者1人についての額（年間）です。

- ・ 寡婦・寡夫控除は、所得が27万円以上の方については27万円、27万円以下の方についてはその所得金額を控除します。

控除対象		範囲	控除額
1. 同居親族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
3. 老人扶養親族		扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円
4. 特定扶養親族		16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
特別 控除 対象 者	5. 障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者) (1) 心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により精神薄弱者とされた方。(このうち重度と判定された方は特別障害者) (2) 精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者)。 (4) 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方。(「A」の方は特別障害者) (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方。(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。(重度の障害とされている方は特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方。(重度の障害とされている方は特別障害者) (8) 65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。((1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者)	40万円
	①特別 障害者		②とは重複して控除することはできません。
	②障害者	27万円	①とは重複して控除することはできません。
6. 寡婦		申込本人又は同居親族で次のア～イのいずれかに該当する方。 ア 夫と死別または離婚してから婚姻をしていない方、あるいは夫の生死が不明な方及び、婚姻によらないで、母となった方のうち、現在婚姻をしていない方で、扶養親族その他生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が38万円を超える子は除きます。)がいる方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円

	7. 寡夫	申込本人又は同居親族で次のア～ウのすべてに該当する方。 ア 妻と死別または離婚してから婚姻していないか、妻の生死が不明である方及び、婚姻によらないで、父となった方のうち現在婚姻をしていない方。 イ 生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が38万円を超える子は除かれます。）がある方。 ウ 年間の所得の見積額が 500 万円以下である方。	
--	-------	---	--

[▲このページのトップへ](#)